

氏名	長尾 真紀子	
学位の種類	博士 (美術)	
学位記番号	甲 第 29 号	
学位授与日	令和 2 年 3 月 12 日	
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当	
論文題目	アニメーションによるドキュメンタリー再考 Rethinking Documentary through Animation	
審査委員	主査	女子美術大学大学院教授 杉田 敦
	副査	女子美術大学大学院教授 前田 基成
	副査	女子美術大学大学院講師 栗田 大輔

## 内 容 の 要 旨

本論は、アニメテッド・ドキュメンタリー先行研究を、これまでとは異なる観点から見直し、ドキュメンタリー概念および歴史概念の再考をも視野に入れるかたちで考察し、アニメーションに対し、ドキュメンタリーを担うメディアのひとつとして、これまで以上の意義を見出すことを検討するものである。

今日まで、アニメーションは創造的なメディアとして認知されてきた一方、実際の出来事に言及するメディア、つまり、ドキュメンタリーを担うメディアとしては積極的に認められてこなかった。これに対し本論では、アニメーションが持つ独自の表現力が、現実の出来事への理解や共有にとって有意味であり、ドキュメンタリーの異なる枠組みを提示しているという仮定に基づき、作品研究を通して種々の検討を重ねてゆく。その結果導き出される、アニメーションに潜在するドキュメンタリーとしての有効性は、単にアニメーションの性質に関する新たな理解を拓くだけでなく、従来のドキュメンタリーという枠組み自体に対してもその再考を迫るものであり、さらには、近年注目を集めつつある、歴史や記憶についての再解釈の研究とも呼応することになるものでもある。

先行研究では、アニメーションに対し、記録映像や記録音声を効果的に代替、補完、修飾すること等により、ドキュメンタリー表現に奥行きを与え、現実をより豊かに表象するといった評価がなされているが、こうした理解は、実は同時に、ドキュメンタリーにおけるアニメーションの役割を、周辺的、副次的なものに制約してしまうものでもあった。事実、研究者たちの言説にも、同様の認識が散見される。また、実写ドキュメンタリーの有

効性を指標的なものに求めるべきではないと論じられながらも、アニメテッド・ドキュメンタリーの存在意義を「非指標性」という、やはり指標性を基点とした概念に求めている。

一方、20世紀半ば以降、ポストモダニズムが従来の思考基準の読み替えを行うなかで、歴史学は表象の多様性を重視する方向へと向かい、またドキュメンタリーにおいても、「実際の記録」であることが必ずしも「客観性」や「事実性」と結びつくものではないという認識が深められてきた。こうした歴史学やドキュメンタリーの概念自体の変質は、アニメーションに対するこれまでの理解の限界を乗り越えることを試みる本論の基軸となる考え方である。

本論では、記録映像・音声をを用いない短編アニメーションを取り上げ、先行研究とは異なる思考の中で、アニメーションへの評価を見出してゆく。まず、一例として、短編アニメーション『ピカドン』（木下蓮三・小夜子）を考察する。この作品は、広島への原爆投下という出来事について、その詳細や文脈の明示を抑制し、また、特定の視点からの意味付けもできるだけ回避することで、出来事の構成要素そのものを短い時間に集約、凝縮し、アニメーションと音楽、音響効果によって、疑似体験のようなインパクトをもって提示している。この「出来事集約的概要」の提示ともいえるべき表象の在り方は、出来事の具体的な詳細を伝えることはできていないが、その一方、出来事のあらましを簡潔に分かり易く伝え、しかも、感性や情動の側面により深く働きかける力を持っている。「出来事集約的概要」の提示という表象は、記録後の改変、編集や、特定の視点に依拠することができるだけ遠ざけ、資料そのものに依存する形で事実の描写を試みるという意味を持つ、ドキュメンテーション的な性質を帯びている。本論では、ドキュメンテーションという言葉、ドキュメンタリー概念を構成する下位概念の一つとして位置付ける。出来事の概要を伝えながら鑑賞者を出来事の内側へと導き、ある意味で追体験を容易にする特質は、問題となっている事象への共有可能性を拡張し、当事者性を喚起させ得るという意味も含め、ドキュメンタリーに求められる重要な機能の一部を手に行っていると考えることができる。

『ピカドン』に見られる、出来事を集約的に凝縮する独特の力を可能にするのは、時間と空間を自由自在に操作できるアニメーションに本来的に備わっている、表現の自由度の高さに拠るものだと考えることができる。こうしたアニメーション独自の凝縮する力は、とりわけ短編アニメーションにおいて顕著であり、本論では5作品を取り上げて考察し、検討してゆく。

次に、記録映像・音声の利用を極力抑え、社会的、歴史的出来事に言及している短編アニメーションとして、『流浪のフェリックス』（W. Kentridge）、『chienne d' histoire』（S. Avedikian）、『モチャルスキの場合』（T. Siwinski）、『点呼』（R. Czekal a）の4作品について考察する。これらの作品は何れも『ピカドン』と同様に、アニメーション独自の方法論によって、出来事の詳細や文脈を回避し、出来事を特定の視点から捉えることを回避す

る等の特徴が認められる。こうした特徴に対して、アニメーションの凝縮する力を効果的に協働させることによって、「出来事の集約的概要」の提示という主観を抑制した表象が可能になる。ここで挙げた作品は、鑑賞者を生起した事象の内部へと導き、その事象を共有し、あたかも当事者であるかのような意識を喚起させることに成功している。また、これらの作品が、もともと記録映像・音声が存在しなかった出来事や、その制作が事実上困難な事象に言及していることに注目し、そうした、いわば不可視の領域の出来事についても、「出来事の集約的概要」の提示という表象を用いることで、ドキュメンテーション的な表現が可能になることを確認する。本論では、これらのアニメーション作品が備えている性質を、ドキュメンタリー的機能、あるいはその一部を担っていることの証左として考えていく。この特徴は、これまでのドキュメンタリー概念では理解できない側面であり、ドキュメンタリーそのものの変質に関する研究との接点となる部分でもある。

次に、アニメーションにおけるドキュメンタリー的側面についての理解を深めるため、アニメーション以外の映像3作品、『48』(S. de Sousa Dias)、『Also Known As Jihadi』(E. Baudelaire)、『ブリュッセル1080、コメルス河畔通り23番地、ジャンヌ・ディエルマン』(C. Akerman)を取り上げ、どのように現実の事象に言及しているのかを考察する。これらの作品は、記録映像・音声を主体としたドキュメンタリーでは捉えることの困難な不可視の事象や出来事を扱い、それぞれ異なる方法論で映像操作や演出を行うことで、不可視の領域をドキュメンタリー的に可視化させているという特徴が認められる。すなわち、作品を構成する時間と空間が、意図的かつ創造的に操作される結果、鑑賞者の想像力や感性に働きかけることが可能になり、共有や追体験という、ドキュメンタリー的な性質を手にすることに成功している。これは、アニメーションによる「出来事の集約的概要」の提示という表象の在り方と重なる部分でもある。

これらの考察を通して、本論は、創造的とされるアニメーションに対して、「出来事の集約的概要」の提示という表象の枠組みを用いることで、ドキュメンタリー的機能を担う有意義なメディアとしても認識することができるという新たな理解の必要性を提起する。いわゆるドキュメンタリーという枠組みが、基本的に記録映像・音声によって出来事の詳細を提示しようとするものであるのに対し、「出来事の集約的概要」の提示という表象は、不可視の領域も含め、出来事のあらましを可視化し、集約的に提示することで、鑑賞者に対して共有することの可能性を提示し、出来事そのものについての想起を促そうとするものである。この、いわば「想起のためのドキュメンタリー」ともいべき性質は、アニメーションのこれまで正当に評価されてこなかったメディアとしての特徴だと言える。「出来事の集約的概要」の提示という表象の在り方は、ドキュメンタリー研究や歴史学において顧みられなかった枠組みである。過去の出来事の真の様相に近づくためには、メディア研究だけでなく、ドキュメンタリー研究および歴史学、双方の枠組みを更新し続けることこそが重要である。

「想起」を促すドキュメンタリーの表象は、歴史や記憶についての再解釈の研究とも呼応するものである。歴史学では1990年代以降、より開かれた歴史学を追究する試みが見られ、これまでの「学問的な歴史」から排除され不可視化されてきた出来事にも目を向け、理解を深めようとしている。また、歴史を伝達する媒体についても、文字以外の多様な表象を用いることで提示される、出来事への共有可能性や当事者性が、過去を捉える上で重視されるようになってきている。記憶文化論においても、過去の出来事や他者の記憶に寄り添うかたちで想起することの重要性が指摘されてきている。歴史学や記憶研究におけるこのような傾向は、時代の証人たちの経験や思い出を引き継ぐこと、あるいは、欠落し、不可視な、日々遠ざかってゆく過去を共有することが、現在の理解の基礎となり、他者と共に未来を拓いてゆくために必要であることを示している。アニメーションによる「出来事の集約的概要」の提示という表象は、過去を現在に引き寄せ、後世に引き継ぐという役割において意義を担うことができる。すなわち、生起した出来事に特定の視点からの意味を与えることなく、未来を模索する議論や対話のための素材や契機とし、その出来事を過去のものとしてではなく、現在、まさにそれを生きることを可能にするのである。本論は、このような「想起」を支える有意味なメディアとしてアニメーションを認識することの重要性を示すものである。

## 審査の結果の要旨

本論文は、アニメーションという表現形式の特質に対する深い理解に基づきながら、従来の理解では無視されてきたドキュメンタリーを担うメディアとしての資質を積極的に読み取ろうとするものである。またそうした研究が持つ性質を、20世紀に入って隆盛してくる歴史学の読み替えとも関連付けながら、さらには、ポストモダニズム以降顕著になる既存のドキュメンタリー理解に対する疑義や、あるいは近年注目を集める記憶や想起といった概念に基づく歴史的資料の再検討なども対応させることで、時代的な要請にかなうものであることを示している。こうした広い視野を持つ研究は、アニメーションという表現形式に対してこれまで認められてこなかった新たな性質を積極的に認めるべきであることを主張するだけでなく、いままさに検討されているドキュメンタリー概念の変遷に対しても有意な提起となるとともに、歴史理解という哲学的な問題に対しても新たな視点を提供するものとして高く評価することができる。

先行研究として取り上げたアニメテッド・ドキュメンタリー研究は、20世紀後半以降、急速に注目集め発展しつつある分野であるが、日本ではまだその概要も知られておらず、先行研究に言及している部分はそのまま、アニメテッド・ドキュメンタリー研究の紹介としても評価できるものである。加えて、アニメテッド・ドキュメンタリーにみられる問題点を、指標性という概念に対する過度の意味付与と、両義的な姿勢にあることを見抜き、指摘している箇所は、アニメテッド・ドキュメンタリー研究そのものの価値を低め

るといふよりは、むしろその研究が本来もつ深みと広がりには注意を向けさせることにもなっている。また、こうした先行研究を踏まえて、アニメーションという表現形式の特徴のひとつでもある「出来事の集約的概要の提示」という性質に注目し、作品研究を通して検討を重ねて行く際、アニメーションの国際組織である ASIFA (Association Internationale du Film d'Animation) の公認映画祭、広島国際アニメーションフェスティバルの運営に 30 年近く携わってきた経験から、各国のアニメーション作品を広く熟知している著者の知見は、大きな裏づけを与えることになっている。本来個別に分析される場合が多い対象に対して、本質的に通底する性質を見出すことは、著者のこうした経験なくしては生まれ得なかったものである。例えば、ウィリアム・ケントリッジの作品は、現代美術の世界では高く評価されているが、それを他のアニメーション作品とどのように連続しているかという点に関しては考察はなされてこなかった。本論文における考察は、こうした現代美術作品に対しても新しい視座を与えるものになっている。

本論文が提起するものの最大の特徴は、過去の出来事を想起すること、あるいはその概要を踏まえた上でさらなる考察をすること、あるいは討議をすることなど、言うなれば過去の事象に対するパフォーマンスな契機をもたらすものに対して積極的にドキュメンタリーとしての意味付与を行うべきだという主張にある。筆者はそれを、短編アニメーションにフォーカスして論じているが、当然その議論はアニメーションという表現形式だけに収束するものではない。本論文で従来のドキュメンタリー概念に対する疑義を呈するものとして取り上げられている、非アニメーション作品は、確かにどれもドキュメンタリー概念の陥穽を指摘するものだ。ただしそれは、本論文ではそのような位置付けになっているが、アニメーションの問題を指摘するための補佐的な役割に縮退するものではなく、可能性としては、アニメーション作品と非アニメーション作品の立場を入れ替えたかたちでも成立するものだろう。ただしこれは、本論文の問題なのではなく、本論文が本質的に湛えている研究の拡張可能性であるにとらえるべきだろう。その端緒を開くという意味、本論文が提起を試みる視座は非常に重要であり高く評価すべきであると判断する。

この先鋭的な論考に対して、審査の過程において問題が指摘されなかったわけではない。そのひとつは、ドキュメンタリーとドキュメンテーション、指標性と非指標性など、先行研究が拘泥してきた言葉の定義の問題である。アニメテッド・ドキュメンタリーに対する本論文の問題点の提起も、こうした言語的定義の矛盾に端を発していた。ただし一方で、本論文でも取り上げたトリン・T・ミンハのドキュメンタリーに対する疑義やシャンタル・アケルマンのフィクショナルな作品にドキュメンタリー的な性質を付与しようとする姿勢などは、概念定義を一旦棚上げにしなければ理解できないものと考えられる。本論文の、言語定義への拘泥を避けるという姿勢は、瑕疵というよりは、長年膠着してきたドキュメンタリーやドキュメンテーションに関する議論の可動箇所を見極め、議論を再活性化させようとするものとして理解するべきであると判断した。

以上の点から、本審査委員会は、長尾真紀子氏が博士学位を授与するにふさわしい研究者と認定するものとする。